

平成 25 年 8 月 5 日

各 正 会 員  
会 長 ・ 理 事 長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会  
会 長 石 井 邦 夫  
〔 公 印 省 略 〕

東京電力（株）福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う損害  
（検査費用及び追加的費用）の賠償請求に関する周知のお願い

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、今般、東京電力株式会社より、平成 23 年 3 月 11 日に発生した同社福島原子力発電所（第一・第二）の事故に伴う産業廃棄物処理業者の損害のうち「検査費用」及び「追加的費用」に係る損害について、当該損害の賠償請求申請手続きの準備が整った旨の案内（別添（1）『産業廃棄物処理業者さまに対する賠償のご案内』及び（2）『廃棄物処理業者さまに対する賠償のご案内（別紙）』）がございましたのでお知らせ致します。正会員協会に所属されている会員企業の中で当該損害の賠償請求を検討されている事業者がおられましたら、ご周知いただきますようお願い致します。

なお、当該損害賠償請求書類の入手方法等の賠償請求に関する一切の問い合わせにつきましては、東京電力（株）福島原子力補償相談室（電話 0 1 2 0 - 9 2 6 - 4 0 4）までご連絡されるようご案内ください。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、ご送付させていただいた資料をご覧いただき、本件の趣旨のご理解と関係会員企業への周知等のご対応をお願い申し上げます。

本件担当：総務部 古川

〈送付内容〉

1. 本 状（本状別紙含む）
2. 別 添
  - （1）『廃棄物処理業者さまに対する賠償のご案内』
  - （2）『廃棄物処理業者さまに対する賠償のご案内（別紙）』
3. 参考 「原子力損害賠償の和解の仲介について」
4. 参考 東京電力（株）から当連合会に対する本件周知依頼状

以上

## 1. 本件に関する経緯について

当連合会は昨年3月16日以降、損害賠償請求の手続きに要する事業者の事務的な負担の軽減等を目的に、正会員協会のご協力を得て会員企業の損害実態調査を実施し、同調査の取りまとめ結果を東京電力(株)に提供しつつ、その調査結果から損害賠償の項目として類型化が可能なものを抽出・整理し、具体的な賠償請求様式とするための意見交換を継続して参りました。

この意見交換の中で当連合会は、損害賠償請求の当事者として東京電力(株)と交渉する立場にはないものの、損害項目の類型化に当たっては産業廃棄物処理業者の事業環境等を踏まえたものとするよう、環境省産業廃棄物課の多大なるご尽力を頂戴しながら同社に逐次要請して参りました。

今回の東京電力(株)による『産業廃棄物処理業者さまに対する賠償のご案内』及び『産業廃棄物処理業者さまに対する賠償のご案内(別紙)』(この2つの書面を以下『ご案内』といいます)は、同社がこれまでの結論として類型化が可能と判断した損害項目(検査費用及び追加的費用)の賠償請求用として作成されたものです。

当連合会は、今回の『ご案内』が損害を受けた会員企業の個別の事情から必ずしも十分満足するに足る内容であるとは考えておりませんし、この内容について連合会として合意したものではありません。しかし、当連合会としては、損害賠償請求の当事者の立場にないものの、損害を受けた会員企業の早期の賠償請求手続きの進行を図るため、このたび正会員協会へお知らせし、周知をお願いすることと致しました。

## 2. 『ご案内』に関するQ&Aについて

今回の『ご案内』において賠償請求の対象とされている損害項目は、東京電力(株)が類型化可能と判断した「検査費用」及び「追加的費用」の一定の損害としております。

一方、今回の『ご案内』の範囲外の、例えば逸失利益の賠償請求はどうなるのかという疑問が出てまいります。また、「検査費用」及び「追加的費用」の範疇に入るものと考えられる費用であっても、今回の『ご案内』では対象として明示されていない、ある

いは対象外とされているものもあるかと思えます。

『ご案内』には対象か、対象外であるかの考え方に関する東京電力（株）の現時点での整理が記されておりますが、当連合会がこれに合意したという性格のものではありませんので、賠償の請求に当たってはこれに縛られる必要はないものと考えています。

そこで、『ご案内』では十分に説明し切れていない事項を補うものとして、当連合会が東京電力（株）との質疑応答の内容を整理し、以下の「Q&A」を作成しました。関係する会員企業に『ご案内』の補足としてお知らせいただきたく存じます。

### 『ご案内』に関するQ & A

Q 1 賠償対象となる検査費用及び追加的費用の損害は、『ご案内』に記載されているものに限定されるのか。

A 1 賠償の対象となる検査費用及び追加的費用の損害につきましては、『ご案内』に記載されておりますが、例示された損害以外にも本件事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。ご不明な点等がございましたら、お手数ですが東京電力（株）までお問合せください。

Q 2 『ご案内』の賠償項目では、検査機器購入に係る追加支出の具体的内容として「シンチレーション式サーベイメーター」のみが掲示されているが、その他の方式は対象としないのか。

A 2 検査機器購入の賠償につきましては、シンチレーション式サーベイメーターの購入や他の機器の購入も含め、必要性や合理性等の個別のご事情を確認させていただいたうえで賠償対象とさせていただくかどうか確認させていただきます。

Q 3 個人線量計の購入費は対象とならないのか。

A 3 個人線量計は、主に法令上の作業員被爆対策を目的として使用されていることを踏まえ、「対象となる損害」の具体的内容のうち、「法令等により必要となった放射線対策費用」に含ませていただいております。

Q 4 新規取得または仮設設備の保管設備の取り扱いはどうようになるのか。

A 4 保管設備等の新規資産取得に係る支出につきましては、基本的な考え方として、原則、賠償対象外とさせていただきます。ただし、仮設設備につきましては、個別の事情をお伺いしたうえで、必要かつ合理的な範囲内で賠償させていただきます。

Q 5 保管設備の減価償却費相当額の取り扱いはどのようになるのか。

A 5 新規設備に関しては、財産価値の取得（財産として残り、長期的利用が可能）と考えられるため、それに関する費用（減価償却費含む）は賠償対象外とさせていただきたいと考えております。また、既存設備の減価償却費に関しても、本件事故の有無にかかわらず発生するものであり、実際の現金支出もないことから、賠償対象外とさせていただきたいと考えております。

Q 6 逸失利益等の「検査費用及び追加的費用以外の損害」の賠償請求はどのように行えばよいのか。

A 6 ご請求に関しましてご不明な点がある場合には、お手数ではございますが、東京電力（株）までお問い合わせくださるようお願い致します。

以上

-----  
<原子力事故による損害に対する賠償に関するお問い合わせ先>

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室

電話番号：0120-926-404

受付時間：午前9時～午後9時  
-----

#### 4. 賠償請求において東京電力（株）との交渉が決裂した場合について

賠償請求の申請後は東京電力（株）との交渉を行うこととなりますが、仮に同社との交渉が決裂した場合には、①原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介手続きの申し立て、②民事訴訟の提起、の方法があります。東京電力（株）との交渉決裂後の対応方法については、添付の「原子力損害賠償の和解の仲介について」の資料を参考とされるよう、関係する会員企業に情報提供してください。

以上